

天 塩 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針

本 文 新 旧 対 照 表

令和8年8月

国土交通省 水管理・国土保全局

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	天塩川水系河川整備基本方針 平成 1 5 年 2 月 国土交通省河川局	天塩川水系河川整備基本方針 (変更) 令和 8 年 8 月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	目次	目次	
	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・ 1 （１）流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・ 1 （２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・ 4	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・ 1 （１）流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・ 1 （２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・ 8 ア 災害の発生の防止又は軽減・・・・・・・・・・・・ 1 1 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持・・・ 1 5 ウ 河川環境の整備と保全・・・・・・・・・・・・ 1 6	
2	2. 河川の整備の基本となるべき事項・・・・・・・・ 7 （１）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項・・・・・・・・・・・・ 7 （２）主要な地点における計画高水流量に関する事項 8 （３）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項・・・・・・・・・・・・ 9 （４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項・・・・・・・・ 1 0 （参考図）天塩川水系図・・・・・・・・・・・・ 巻末	2. 河川の整備の基本となるべき事項・・・・・・・・ 2 0 （１）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項・・・・・・・・・・・・ 2 0 （２）主要な地点における計画高水流量に関する事項 2 1 （３）主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項・・・・・・・・・・・・ 2 2 （４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項・・・・・・・・ 2 3 （参考図）天塩川水系図・・・・・・・・・・・・ 巻末	

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 (1) 流域及び河川の概要	
4	天塩川は、その源を北見山地の天塩岳に発し、士別市及び名寄市で剣淵川、名寄川等の支川を合流し、山間の平野を流下して中川町に至り、さらに天塩平野に入って間寒別川等の支川を合わせて天塩町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 256 km、流域面積 5,590 km ² の一級河川である。	天塩川は、その源を北見山地の天塩岳に発し、士別市及び名寄市で剣淵川、名寄川等の支川と合流し、山間の平野を流下して中川町に至り、さらに天塩平野に入って間寒別川等の支川を合わせて天塩町において日本海に注ぐ、幹川流路延長 256 km、流域面積 5,590 km ² の一級河川である。	
5	その流域は、北海道北部にあって南北に細長い羽状形を呈し、流域の土地利用は、山林が約 70%、水田や畑地等の農地が約 14%、宅地等の市街地が約 1%、その他原野等が約 15%となっている。またその流域は、上川・留萌・宗谷支庁にまたがる 3 市 10 町 1 村からなり、この地域における社会、経済、文化の基盤をなすとともに、多様な自然環境を有していることから、本水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。	その流域は、上川・留萌・宗谷総合振興局にまたがる 3 市 8 町 1 村からなり、その流域内人口は、昭和 55 年（1980 年）と令和 2 年（2020 年）を比較すると、約 12 万人から約 7 万人へと減少し、高齢化率は 10.1%から 36.5%へと上昇している。 流域の土地利用は、山地等が約 73%を占め、田や畑地等の農地が約 18%、市街地が約 1%となっている。 天塩川流域は、農業、畜産等の 1 次産業が盛んな地域で、上流部では稲作・畑作、中流部では畑作、下流部では酪農を中心として多様な農作物が生産されている。また、汽水域である本川下流やサロベツ川及びパンケ沼では、ヤマトシジミ等の内水面漁業が盛んで地域の重要な産業となっている。上流部の名寄地方で栽培されている「もち米」が有名銘菓等からの産地指定を受けているほか、多くの農作物が管外に出荷されており、北海道内外の「食料供給基地」としての機能を果たしている。	・流域内人口、高齢化率を追記 ・時点更新（土地利用） ・主要産業等を追記
6		また、流域の交通の骨格を成す国道 40 号と JR 宗谷本線が、上流から中流にかけて天塩川と併走しているほか、国道 232 号、国道 239 号、国道 275 号、北海道縦貫自動車道（一部区間供用中）の整備が進められ、道央と道北を結ぶ交通の要衝となっている。	・交通について追記
7		天塩川の名前は、アイヌ語の「テッシ・オ・ペッ（梁・多い・川）」からつけられており、岩が梁のような形で横断していたという天塩川独特の地形に由来している。また、天塩川に関する詳	・18 から移動

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		細な地理的調査は、江戸時代の幕府の命を受けた松浦武四郎が最初で、当時の記録によると、北海道という地名は武四郎が現在の音威子府村で出会ったアイヌの長老の話が由来となっている。このため、音威子府村では「北海道命名の地」を宣言し、天塩川の川辺に碑を建立している。	
8		開拓が始まる明治時代の天塩川は、蛇行して氾濫を繰り返す原始河川であり、ハルニレやヤチダモといった河畔林が繁茂し、チョウザメが多数遡上していた。 天塩川流域の開拓は、河口の天塩町から上流へ向かって進められた。開拓初期には道路整備が入植に追いつかず、人や物資の移動には舟運が中心であった。 現在は、交通手段としての舟運はないが、近年、川を利用したアウトドア・スポーツ、特にカヌーが盛んに行われるようになり、流域市町村各地にカヌークラブが誕生し、天塩川全域でカヌー利用やイベントが行われている。 さらに、本支川にはサケやサクラマス等が遡上し広く自然産卵が行われ、テッシ周辺の静水域にはアオサギ、カワアイサ等の水鳥類が多く確認されているなど、動植物の重要な生息・生育地で豊かな自然環境に恵まれている。	・ 川と文化等の繋がりを追記
9		このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	・ 表現の適性化
10		流域は、地形的に見て上、中、下流部の 3 地域に分けられる。 上流部は、源流の発する天塩岳から名寄川合流点までを指し、豊かな自然環境に恵まれた山間を流れる地域である。 中流部は、名寄川合流点から問寒別川合流点までを指す。名寄盆地は、オホーツク海沿岸の浜頓別から道央の富良野まで続く、“中央盆地地区”のほぼ中央に位置し、上流部の和寒町から美深町にかけて発達している。名寄盆地の東・西にはそれぞれ、北見山地、天塩	・ 流域の地形を追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		山地が走っているが、両山地とも標高は 1,000m 以下で、山脈状をなさずになだらかな山形を示している。 中流部から下流部にかけては、川沿いに泥炭地の分布する天塩川低地を形成している。 下流部は問寒別川合流点から河口までを指し、広大な畑作と酪農地帯の天塩平野やサロベツ湿原が広がる地域である。宗谷岬まで連なる宗谷丘陵が天塩山地まで延び、さらに日本海側に近づくと、宗谷丘陵の一部をなす丘陵群や台地、河谷低地などがモザイク状に分布し、河口付近ではサロベツ川を中心としてサロベツ湿地帯が広がる。 河床勾配は、天塩岳から名寄川合流点までの間が 1/200～1/900、名寄川合流点から問寒別川合流点までの間が 1/1,100～1/2,200 程度、それより下流は 1/5,000 以下の緩勾配である。また、支川の名寄川では 1/200～1/500 程度である。	
11		流域の地質を大きく区分すると、上流部は日高帯、中流部は白亜系向斜帯、神居古潭構造帯、下流部は第三系褶曲帯が主となっている。 日高帯はさらに日高東縁帯・日高中央帯・日高西縁輝緑岩帯の 3 帯に細分化される。流域内に含まれるのはそのうち日高中央帯と日高西縁輝緑岩帯であり、日高中央帯は粘板岩・チャートなどの堆積岩類とこれを貫く深成岩類から成る。また、日高西縁輝緑岩帯は、主として先白亜紀の塩基性火山噴出岩類から成り、蛇紋岩を伴っているがほとんど変成岩類は発達していない。これらの日高帯は北見山地の一部を構成している。 神居古潭構造帯では、先白亜紀の塩基性火山噴出岩類が大量に発達しているとともに、大小様々な規模の蛇紋岩が伴われている。本構造帯は、天塩山地の一部と宗谷丘陵の南東部を構成している。 白亜系向斜帯は、塩基性火山噴出岩類を全く伴わず、砂岩、頁岩	・ 流域の地質を追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		及びそれらの互層を主としており、西側では天北隆起帯などの天塩山地の一部となり、東側では名寄盆地を構成している。 第三系褶曲帯では、新第三系の碎屑岩類が主体となり、天塩山地を構成する。	
12		天塩川流域は亜寒帯気候に属し、年平均降水量は、中流部に位置する気象庁名寄観測所で約 1,000mm となっており、全道平均(約 1,060mm)と同程度である。	・ 流域の気候を追記
13	天塩岳から名寄盆地に至る天塩川上流部は、豊かな森林に恵まれた山間溪谷を経て流域の中心都市である士別市及び名寄市へと流れる急流河川である。山地部では林業が営まれ、名寄盆地を中心とした広大な平地部では稲作、畑作が行われている。また、昭和 46 年に完成した岩尾内ダムでは、周囲の森林と相まって四季折々の景色の移り変わりを演出している。 水際にはヤナギ類を中心とした河畔林が広がり、河床は砂礫質でヤマベやウグイ類、トミヨ等がみられ、ワンドや水たまりにはエゾサンショウウオが生息している。また、水辺にはオシドリ、マガモ等の水鳥類がみられ、橋梁等にはここを利用して営巣するイワツバメがみられる支川の名寄川にはサケ、マスが遡上し、自然産卵が行われている。	天塩岳から名寄盆地に至る天塩川上流部は、豊かな森林に恵まれた山間溪谷を経て流域の中心都市である士別市及び名寄市へと流れる急流河川である。山地部では林業が営まれ、名寄盆地を中心とした広大な平地部では稲作、畑作が行われている。また、昭和 46 年(1971 年)に完成した岩尾内ダム、平成 31 年(2019 年)に完成したサンルダムでは、周囲の森林と相まって四季折々の景色の移り変わりを演出している。なお、サンルダムでは、サクラマス等の遡上性魚類の生息環境に配慮し魚道を設置しており、遡上・降下の機能を確保する取組を行っているほか、地元自治体と連携し、サンルダムを活用した地域活性化に取り組んでいる。 水際にはヤナギ類を中心とした河畔林が広がり、河床は砂礫質でサクラマス（ヤマメ）やエゾウグイ等が確認され、ワンドや水たまりにはエゾサンショウウオが確認されている。また、水辺にはマガモ等の水鳥類が見られ、橋梁等にはここを利用して営巣するイワツバメが確認されているほか、キセキレイ等の礫河原を好む種が確認されている。なお、コチドリは近年の調査では確認されていない。支川の名寄川にはサケ、サクラマスなどが遡上し、自然産卵が行われている。	・ 表現の適正化 ・ 生物種名を更新
14	天塩川の名前の由来ともなり、すぐれた景観を有し、カヌーイストを魅了する露岩地形である「テッシ」（梁のような岩）が多く存在する中流部は、山間の平野といくつもの狭窄部を流れ、昔か	天塩川の名前の由来ともなり、すぐれた景観を有し、カヌーイストを魅了する露岩地形であるテッシが多く存在する中流部は、山間の平野といくつもの狭窄部を流れ、昔から交通の難所として知られ	・ 表現の適正化 ・ 生物種名を更新

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	ら交通の難所として知られてきた。我が国の稲作北限地帯に位置し、稲作とあわせて畑作や酪農も営まれており、高水敷は採草放牧地としても利用されている。河川周辺には治水事業として実施した捷水路工事による多くの旧川（三日月湖）が残されており、これを活用した^{びふかちよう}美深町の親水公園では、昭和の初期まで天塩川に数多く遡上していたチョウザメの増殖研究が行われている。また、河川沿いの温泉、キャンプ施設を結ぶようにカヌーポートが設置され、多くのカヌーイストたちに利用されている。 河岸には、主にヤナギ類、一部ヤチダモ、ハルニレ等が群落を形成しており、連続した河畔林が多様な河川環境を創出している。魚類はウグイ類、良好な水質の河川に棲むハナカジカ等が生息している。また、旧川の^{ち え ぶ ん}智恵文沼にはヒブナが生息しており、地元小学生を中心に保護活動が行われている。鳥類では、特にテッシ周辺の静水域にはアオサギ、カワアイサ等の水鳥類が多くみられ、ミクリ等が繁茂する河川沿いの湿地などではオオジシギがみられる。	てきた。我が国の稲作北限地帯に位置し、稲作とあわせて畑作や酪農も営まれており、高水敷は採草放牧地としても利用されている。河川周辺には治水事業として実施した捷水路工事による多くの旧川（三日月湖）が残されており、これを活用した美深町の親水公園では、昭和の初期まで天塩川に数多く遡上していたチョウザメの増殖研究が行われている。また、河川沿いの温泉、キャンプ施設を結ぶようにカヌーポートが設置され、多くのカヌーイストたちに利用されている。 河岸には、主にヤナギ類、一部ヤチダモ、ハルニレ等が群落を形成しており、連続した河畔林が多様な河川環境を創出している。魚類はエゾウグイやヤチウグイ、フクドジョウ等が確認されている。鳥類では、特にテッシ周辺の静水域にはアオサギ、カワアイサ等の水鳥類が多く確認され、ミクリ等が繁茂する河川沿いの湿地などではオオジシギが確認されている。なお、礫河原を好むコチドリ等は近年の調査では確認されていない。	
15	天塩平野、サロベツ原野など広大な平地を利用した畑作と酪農地帯が広がる下流部は、大きく蛇行しながら緩勾配で流下し、河口付近でサロベツ川を合流している。ここでは、大規模な三日月湖や海跡湖（沼）がみられる。また、沿川に広がる採草放牧地は、雄大な流れと相まって牧歌的な風情を醸し出している。	天塩平野、サロベツ原野など広大な平地を利用した畑作と酪農地帯が広がる下流部は、大きく蛇行しながら緩勾配で流下し、河口付近でサロベツ川を合流している。ここでは、大規模な三日月湖や海跡湖（沼）が見られ、国の天然記念物であるマガンやオオヒシクイ等の渡り鳥の中継地となっている。天塩川周辺の草地環境では、絶滅危惧種※であるチュウヒの営巣も確認されているほか、砂州ではコチドリ等が確認されている。なお、イソシギ等は近年の調査では確認されていない。また、魚類では日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウのほか、緩流域ではウキゴリ等が確認されている。なお、ヤチウグイやトミヨ等は近年の調査では確認されていない。沿川に広がる採草放牧地は、雄大な流れと相まって牧歌的な風情を醸し出している。	・表現の適正化 ・生物種名を更新

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		※ 環境省レッドリスト又は北海道レッドデータブックで絶滅危惧種Ⅰ類からⅡ類に指定されている種。	
16	汽水域である本川下流やサロベツ原野内の沼では、ヤマトシジミ漁が盛んである。 また、利尻・礼文・サロベツ国立公園内のサロベツ川一帯は、ミズゴケ類によって形成された高層湿原を含む貴重な泥炭植生を有しており、エゾカンゾウなどが咲き誇る原生花園には多くの観光客が訪れている。一方、近年、水循環系の変化に伴い、ササが侵入してきている。 河口付近には砂州が発達し、ミズナラ群落やハマニンニク等の海浜性の植物がみられ、河岸にはヨシ群落、ヤナギ類が繁茂している。魚類は、ヌマガレイ等の汽水魚のほか、サケ、マス、ワカサギ等の回遊魚が確認され、サロベツ川には日本最大の淡水魚であるイトウが生息している。また、鳥類は河岸の崖地に営巣するショウドウツバメ等のほか、小動物の多数生息するサロベツ原野等が隣接することから、オジロワシ、チュウヒ等の猛禽類がみられる。	汽水域である本川下流やサロベツ原野内の沼では、ヤマトシジミ漁が盛んである。 また、利尻礼文サロベツ国立公園内のサロベツ川一帯は、ミズゴケ類によって形成された高層湿原を含む貴重な植生を形成しており、ゼンテイカなどが咲き誇る原生花園には多くの観光客が訪れている。一方、近年、水循環系の変化に伴い、ササが侵入してきている。 河口付近には砂州が発達し、ミズナラ群落やテンキグサ（ハマニンニク）等の海浜性の植物が確認され、河岸にはヨシ群落、ヤナギ類が繁茂している。魚類は、ヌマガレイ等の汽水魚やウキゴリのほか、サケ、マス、ワカサギ等の回遊魚が確認され、サロベツ川には日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウが確認されている。また、鳥類は河岸の崖地に営巣するショウドウツバメ等のほか、小動物の多数生息するサロベツ原野等が隣接することから、絶滅危惧種のオジロワシ、チュウヒ等の猛禽類が確認されている。	・表現の適正化 ・生物種名を更新
17		他方、天塩川では、特定外来生物に指定されている、オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アライグマ、ミンク、セイヨウオオマルハナバチ、ウチダザリガニが確認されており、在来種の生息・生育・繁殖への影響が懸念される。	・特定外来生物を追記
18	天塩川の名前は、アイヌ語の「テッシ・オ・ペツ（梁・多い・川）」からつけられており、岩が梁のような形で横断していたという天塩川独特の地形に由来している。また、天塩川に関する詳細な地理的調査は、江戸時代の幕府の命を受けた松浦武四郎が最初で、当時の記録によると、北海道という地名は武四郎が現在の音威子府村で出会ったアイヌの長老の話が由来となっている。このため、音威子府村では「北海道命名の地」を宣言し、		・7へ移動

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	天塩川の川辺に碑を建立している。		
19	天塩川水系の治水事業については、昭和 9 年に第 2 期拓殖計画の一環として河口における計画高水流量を $4,174\text{m}^3/\text{s}$ とし、智恵文、名寄付近の屈曲部の切替えに着手したことに始まる。次いで昭和 12 年から士別、名寄付近の築堤等を実施したが、昭和 21 年 7 月及び昭和 28 年 7 月洪水により昭和 29 年に計画を改定し、改修工事を進めてきた。	天塩川水系の治水事業については、昭和 9 年（1934 年）に第 2 期拓殖計画の一環として河口における計画高水流量を $4,174\text{m}^3/\text{s}$ とし、智恵文、名寄付近の屈曲部の切替えに着手したことに始まる。次いで昭和 12 年（1937 年）から士別、名寄付近の築堤等を実施したが、昭和 21 年（1946 年）7 月及び昭和 28 年（1953 年）7 月洪水により昭和 29 年（1954 年）に基準地点^{ほんびら}誉平の基本高水流量を $3,850\text{m}^3/\text{s}$ とする改修総体計画を策定し、改修工事を進めてきた。	・西暦追記
20	その後、昭和 30 年 7 月洪水にかんがみ、計画を再検討して、昭和 38 年に計画を改定した。さらに、昭和 41 年には、一級河川の指定に伴い、それまでの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定した。 その内容は、^{ほんびら}誉平において基本高水のピーク流量を $4,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち岩尾内ダム等により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量を $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とするものであった。この計画に基づき、多目的ダムとして岩尾内ダムの建設、コクネップ捷水路の開削、河道の掘削、浚渫、堤防の新設及び拡築、護岸の設置等を実施してきた。 しかしながら、昭和 48 年 8 月、昭和 50 年 8 月、昭和 56 年 8 月と数度にわたり、計画規模に迫る、あるいはこれを上回る大出水が生じたことや本流域の社会的、経済的発展にかんがみ、昭和 62 年に誉平基準地点の基本高水のピーク流量を $6,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $700\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、計画高水流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする計画とした。	その後、昭和 30 年（1955 年）7 月洪水に鑑み、計画を再検討して、昭和 38 年（1963 年）に計画を改定した。さらに、昭和 41 年（1966 年）には、一級河川の指定に伴い、それまでの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定した。 その内容は、基準地点^{ほんびら}誉平において基本高水のピーク流量を $4,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち岩尾内ダム等により $600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、計画高水流量を $3,800\text{m}^3/\text{s}$ とするものであった。この計画に基づき、多目的ダムとして岩尾内ダムの建設、コクネップ捷水路の開削、河道の掘削、浚渫、堤防の新設及び拡築、護岸の設置等を実施してきた。 しかしながら、昭和 48 年（1973 年）8 月、昭和 50 年（1975 年）8 月、昭和 56 年（1981 年）8 月と数度にわたり、計画規模に迫る、あるいはこれを上回る大出水が生じたことや本流域の社会的、経済的発展に鑑み、昭和 62 年（1987 年）に基準地点^{ほんびら}誉平の基本高水のピーク流量を $6,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水調節施設により $700\text{m}^3/\text{s}$ の調節を行い、計画高水流量を $5,700\text{m}^3/\text{s}$ とする計画とした。平成 5 年度（1993 年度）には、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を目的とするサンルダム建設事業に着手した。	・改修総体計画、工事実施基本計画を追記 ・西暦追記 ・基準地点^{ほんびら}誉平に名称を統一
21		その後、平成 9 年（1997 年）の河川法改正に伴い、天塩川水系河川整備基本方針を平成 15 年（2003 年）2 月に策定した。その基本	・西暦追記 ・河川整備計画

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		高水のピーク流量、計画高水流量については、既往洪水等から妥当性を検証の上、工事実施基本計画を踏襲した。 平成 19 年（2007 年）10 月には、河川整備計画の目標流量を基準地点誉平で 4,400m³/s とし、既設の岩尾内ダム及びサンルダムにより 500m³/s を調節して河道への配分流量を 3,900m³/s とする天塩川水系河川整備計画【大臣管理区間】を策定した。この計画に基づき、堤防整備、河道掘削などとともにサンルダムを建設し、ダム下流の名寄川及び名寄川合流後の天塩川の洪水被害の軽減を図ることとした。	の策定を追記
22		平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受けて、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）4 月に「天塩川下流減災対策部会」を、同年 5 月に「天塩川上流減災対策委員会」を設置した。その後、同年 8 月に北海道と東北を相次いで台風が襲い、各地で甚大な被害をもたらしたことから、「大規模氾濫減災協議会制度」を新たに盛り込んだ改正水防法が平成 29 年（2017 年）6 月に施行された。これに伴い、本部会を水防法第 15 条の 9 に基づく法定協議会に改組し、北海道管理河川も対象とした「天塩川上流減災対策協議会」、「天塩川下流減災対策協議会」に移行し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、道、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進している。	・水防災意識社会再構築に関する取組を追記
23		また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和 2 年（2020 年）5 月に天塩川水系治水協定が締結され、流域内にある 14 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、下流部の浸水被害の軽減を図る取組を進めている。	・既存ダムの事前放流の取組を追記
24		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ、治水対策を抜本的に強化するため、天塩川上流流域治水協議会・天	・流域治水プロジェクトの取

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		塩川下流流域治水協議会が設立され、令和 3 年（2021 年）3 月に「天塩川上流水系流域治水プロジェクト」、「天塩川下流流域治水プロジェクト」を策定・公表した。加えて、流域治水の取組をさらに加速化・深化させるため、令和 6 年（2024 年）3 月に気候変動の影響を考慮した河川及び流域での対策方針を反映した「天塩川（上流）水系流域治水プロジェクト 2.0」、「天塩川（下流）水系流域治水プロジェクト 2.0」への更新を行った。 流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくり等の取組により、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。 「天塩川上流流域治水プロジェクト 2.0」、「天塩川下流流域治水プロジェクト 2.0」では、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働し、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用規制・住まい方の工夫、水田や農業用ダム等の農業水利施設の活用等による流域の貯留機能の向上、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組等を組み合わせ、浸水被害の軽減を図る治水対策を推進している。	組を追記
25		このプロジェクトにおける主な地域の取組として、士別市では令和元年（2019 年）8 月に立地適正化計画を策定し、また名寄市では令和 2 年（2020 年）4 月に立地適正化計画を策定し、災害リスクを踏まえた居住誘導区域を設定しているほか、計画に基づく浸水リスク対策として、公営住宅の建替に合わせた想定浸水深の浅いエリアへの移転を検討している。また、流域の各自治体において、ハザードマップの利用促進、マイ・タイムラインの作成促進、要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進、高齢者の避難行動の理解促進等の取組により、流域における浸水被害の軽減を図ることとしてい	・ 流域治水プロジェクトの取組を追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		る。 平成 29 年（2017 年）2 月には、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会より、北海道日本海沿岸における最大クラスの津波を想定した津波浸水想定区域図が公表されている。 砂防事業については、市街地等を土石流から守るため、北海道が砂防堰堤の整備を実施しており、土砂災害の防止に重要な役割を果たしている。	・地震対策について追加 ・砂防事業の内容を追記
26	河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在約 29,400ha に及ぶ耕地かんがいのため農業用水の供給が行われ、岩尾内発電所をはじめとする 3 箇所の水力発電所により総最大出力約 26,000kW の電力供給が行われている。また、水道用水、工業用水としては士別市、名寄市等に対して供給が行われている。	河川水の利用については、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在約 25,000ha に及ぶ耕地かんがいのため農業用水の供給が行われ、昭和 45 年（1970 年）12 月に完成した岩尾内発電所をはじめとする 4 箇所の水力発電所により総最大出力約 27,000kW の電力供給が行われている。また、水道用水、工業用水としては士別市、名寄市等に対して供給が行われている。	・時点更新（かんがい面積、最大出力） ・西暦追記
27	水質については、基準地点^{なかがわ}中川（B 類型）で BOD75%値が 0.7mg/l（平成 12 年）であるなど、おおむね環境基準値を満たしているが、一部の旧川においては、流入河川等の影響による水質汚濁が見られる。	水質については、河口から士別取水口、剣淵川^{いぬうしべつ}の犬牛別川合流点及び名寄川の名寄取水口までは B 類型、士別取水口からペンケヌカナンブ川合流点、剣淵川の犬牛別川合流点から上流、名寄川の名寄取水口から上流及びパンケナイ川の全域は A 類型、ペンケヌカナンブ川合流点から上流（ペンケヌカナンブ川を含む）は AA 類型に指定されており、BOD75%値は概ね環境基準値を満足している。 なお、一部の旧川では、公共下水道の整備や浄化槽整備による生活排水の直接流入減少などにより水質が改善傾向にあるほか、肥培かんがい施設の整備により、窒素・リンの河川への流出抑制に寄与している。	・表現の適正化
28	河川の利用状況については、上流の岩尾内ダム湖では、湖畔でのキャンプや釣り、湖面を利用したレクリエーションなどに多くの人々が訪れている。また、市街部の高水敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーションなどに幅広く利用され、三日月湖を活用した親水公園ではキャンプ場や休養施設など	河川の利用については、上流の岩尾内ダム湖では、湖畔でのキャンプや釣り、湖面を利用したレクリエーションなどに多くの人々が訪れている。また、市街部の高水敷は、公園やグラウンド等としてスポーツ・レクリエーションなどに幅広く利用され、三日月湖を活用した親水公園ではキャンプ場や休養施設などに利用	

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	どに利用されており、流域内外の人々に安らぎと潤いを提供している。 天塩川は、開拓期には河口から名寄市まで舟運が活発に行われてきた。また現在では、河口から 158km にわたり堰等の横断工作物が設置されていないことから、天塩川の上流から河口までカヌーで下る「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペッ」を始めとする各種のカヌーツーリングが毎年開催され、全国から多数のカヌー愛好者が集いにぎわいを見せている。	されており、流域内外の人々に安らぎと潤いを提供している。 天塩川は、開拓期には河口から名寄市まで舟運が活発に行われてきた。また現在では、河口から 158km にわたり堰等の横断工作物が設置されていないことから、天塩川の上流から河口までカヌーで下る「ダウン・ザ・テッシ・オ・ペッ」をはじめとする各種のカヌーツーリングが毎年開催され、全国から多数のカヌー愛好者が集いにぎわいを見せている。	
29		このように天塩川では、各地域の特色を活かし、まちづくりと一体となった水辺が計画・整備され、環境学習や体験イベントといった水辺空間の利用を通じて、天塩川の魅力や川を軸とした歴史・文化の発信に関する新たな取組が積極的に行われている。	・歴史・文化の発信に関する新たな取組を追記
30		また、天塩川は、優れた自然と、流域自治体の広域連携会議や市民団体等による様々な活動、官民一体の幅広い取組が評価され、平成 16 年（2004 年）10 月に「北海道遺産」に選定されている。流域における代表的な活動としては、流域自治体と河川協力団体が主催し、地域住民等が参加して行われる河川清掃活動（天塩川クリーンアップ作戦）等が挙げられる。	・河川協力団体等の活動を追記
31	（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	（２）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
32	天塩川水系では、洪水から貴重な生命、財産を守り、地域が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ると同時に、農業用水や都市用水等を安定供給し、テッシや豊かな河畔林に代表されるうるおいとやすらぎの水辺を有する自然豊かな環境を保全、継承するため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開する。	天塩川水系は、JR 宗谷本線や国道 40 号等の地域の産業を支える交通網が上中流部で併走しているほか、上流部には道北圏における最大都市の名寄市街地を有している。またテッシや豊かな河畔林を有し、日本最大の淡水魚であるイトウが生息するなど貴重な自然環境を有しており、道北圏における社会・経済・文化・環境の基盤を支える重要な河川である。そのため、気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇に対し、人命を守り、経済被害を軽減し、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図るとともに、持続可能で強靱な社会の実現を目指す。	・気候変動の影響を考慮する観点、「流域治水」の観点を追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		具体的には、中流部の音威子府地区には地すべり地形である狭窄部を有していることや、狭窄部上流には音威子府市街地が存在することなどの条件を踏まえ、気候変動に伴う外力の増加に対しては、河道の流下能力の向上に加えて、中上流部における既存ダムの有効活用や新たな貯留機能の確保を図る。併せて、流域や施設管理者等と連携し、あらゆる関係者と協働して行う流域治水に流域全体で取り組む。 これらにより、洪水氾濫等から貴重な生命、財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、イトウやサクラマス等が遡上するなどの自然豊かな動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・継承し、流域の風土・文化・歴史を踏まえつつ、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開し、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す。	
33		想定し得る最大規模までのあらゆる洪水から、貴重な生命・財産を守り、地域住民の安全と安心を確保するとともに、経済被害を軽減するため、あらゆる洪水に対し、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川等の整備を図る。 さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、上下流の関係者の理解促進・意識の醸成や、流域関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組の支援を行う。	・ 河川整備基本方針の根幹の考え方を追記 ・ 関係機関や地域住民と連携した推進について追記
34	また、支川及び本川上流の区間については、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。	本川及び支川の整備に当たっては、上下流バランスや背後地・河川利用状況等を考慮し、沿川の土地利用の将来像と一体となった貯留・遊水機能の確保も考慮した整備を通じ、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよ	・ 43 から移動 ・ 関係機関や地域住民と連携した推進につ

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		う、水系として一貫した河川整備を行う。	いて追記
35		そのため、大臣及び北海道の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において自治体等と連携して行う流域治水対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化する。	・関係機関や地域住民と連携した推進について追記
36		天塩川水系の特性を踏まえた流域治水の普及のため、関係機関の適切な役割分担により自治体が行う土地利用規制・立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用を含めて検討を行う。	・関係機関や地域住民と連携した推進について追記
37		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、水温、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測を継続的に行う。また、温暖化による流域の降雨・流出特性や上流から下流及び本支川における洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量等の変化、河川生態系、流況及び水利用等への影響の把握に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・気候変動の影響に関するモニタリングについて追記
38		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関に加え、観光まちづくりに取り組む関係者及び河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝え、現場における課題解決を図るために人材の育成に努める。	・人材育成の観点を追記
39	このような考えのもとに、河川整備の現状、砂防、治山事業の実施状況、水害発生状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む。）、流域の文化及び河川環境の保全、復元を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう北海道総合開発計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ土地改良事	このような考えを踏まえ、水源から河口まで一貫した計画のもと、流域のあらゆる関係者とリスク情報等を共有し、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。その実施に当たっては、河川整備の現状、森林等の流域の状況、砂防や治山事業の実施状況、水害の発生状況、水産資源の	・考慮事項の追加

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分考慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	保護や漁業の営みも含めた河川の利用の現状、食料供給基地として重要な農業の営み、地域の構造や歴史的な形成過程、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全・創出等を考慮する。また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、北海道総合開発計画や都市計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持についても十分考慮する。	
40	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、岩尾内ダム等の洪水調節施設により調節を行うとともに、堤防の新設、拡築及び掘削を行って河積を増大させ、護岸、水制等を施工し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。また、サロベツ川においては、地域の土地利用、湿原環境の保全等を考慮した治水対策を実施する。		・ 54 へ移動
41	併せて、必要に応じ内水対策等を実施するとともに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて対策を実施する。		・ 58 へ移動
42	さらに、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、重要水防箇所等を重点的かつ円滑に水防が行えるよう関係機関等と連携を図る。また、ハザードマップの作成支援、住民も含めた防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、洪水予報・水防警報の充実、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。		・ 62 へ移動
43	また、支川及び本川上流の区間については、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。		・ 34 へ移動
44	河川水の利用に関しては、流域内の各地域における農業用水及		・ 73 へ移動

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	び都市用水の新たな需要に対処するため、水資源の開発、広域のかつ合理的な利用を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。また、渇水の発生時の被害軽減のため、情報提供、情報伝達体制の整備など関係機関や水利使用者等との連携を図る。		
45	河川環境の整備と保全に関しては、天塩川を特徴づけるテシの保全、天塩川らしい景観を構成する河畔林の連続性の確保、サケ・マスを始めとする魚類等の生息環境の保全、中下流部に点在する旧川の水質改善に努め、生物・水環境等の定期的な調査により、その実態を的確に把握し、治水面・利水面との調和を図る。		・ 75 へ移動
46	特に、優れた自然環境を有し、地域の重要な観光資源であるサロベツ原野については、動植物の生息生育環境と地下水、河川、湖沼等の水環境の保全を図る そのため、動植物の生息生育環境と密接な関わりを持つ水循環を調査し、その解明に努める。また、保全にあたっては、地域の産業に配慮しつつ、地域住民、関係機関等と連携を図る。		・ 76 へ移動
47	天塩川が持つ歴史、文化を踏まえ、関係自治体等と調整して、天塩川の良い河川環境を生かし、人々が川と触れ合い親しむ水辺空間を整備する。また、カヌー等の河川利用による、天塩川を軸とした縦断的な地域連携の支援を図る。		・ 86 へ移動
48	さらに、天塩川流域全体の健全な水循環系の構築や良好な水質の保全等を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等に関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組んでいく。	水のもたらす恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、並びに、安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復の	・ 水循環基本計画を踏まえた表現の修正

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ための取組を推進する。	
49		河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全、地域経済の活性化やにぎわいの創出等の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。 このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	・一部 80 へ移動 ・地域経済の活性化の観点を追記 ・予防保全のメンテナンスサイクルの確立に関連する追記
50	河道内の樹木については、その治水及び環境上の機能や影響を考慮したうえで適正に管理する。また、天塩川は地形的に狭窄部を多く抱えており、これらの区間における交通障害発生時にも、迅速な河川情報が収集提供できるよう努める。		・ 71 へ移動
51	さらに、河川に関する情報を流域住民等に幅広く提供、共有することにより、河川愛護意識の醸成、環境教育の支援や川を軸とした地域づくりの活動との連携、支援を推進する。		・ 91 へ移動
52		山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、河口砂州の形成、河川生態への影響等、土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国・道・市町村及びダム管理者等の関係機関が相互に連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組む。 また、過剰な土砂流出を抑制するための砂防施設の整備、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保など、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組む。 なお、土砂動態については、気候変動による降雨量の増加等によ	・ 総合土砂管理の観点を拡充について追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		り変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。 総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。	
53		ア 災害の発生防止又は軽減	
54	災害の発生防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、岩尾内ダム等の洪水調節施設により調節を行うとともに、堤防の新設、拡築及び掘削を行って河積を増大させ、護岸、水制等を施工し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。また、サロベツ川においては、地域の土地利用、湿原環境の保全等を考慮した治水対策を実施する。	災害の発生防止又は軽減に関しては、農業、畜産等の 1 次産業が盛んで我が国の重要な食料供給地である天塩川流域の持続的な発展のため、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性に応じた治水対策を講じる。背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、本川や支川等の沿川地域の水害リスクの状況、流域の土地利用、市街地の利活用、土砂移動の連続性や生物・物質循環、豊かな自然環境等に配慮し、水系全体・流域全体としてのバランスや食料供給を担う生産空間の維持・発展を十分に考慮の上、治水安全度を向上させる。 これらの方針に沿って、堤防整備、河道の掘削等により河積を増大させ、必要に応じて護岸・水制等を設置する。また、特に中流部に位置する音威子府狭窄部の河道配分流量、流域の地形や土地利用状況等を踏まえたうえで、施設管理者と連携して、流域内の既存ダムの活用を図るほか、流域内で新たな貯留・遊水機能等を確保し、基本高水を安全に流下させる。	・ 40 から移動 ・ 河川整備の留意点を拡充
55		河道掘削等による河積の確保に当たっては、必要な高水敷幅の確保や樹林化の抑制及び河道の安定・維持に配慮するとともに、上下流一律で画一的な河道形状を避けるなどの工夫を行い、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な対応により、川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観の保全・創出を行い、また、	・ 河道形状の順応的な対応について追記 ・ 掘削土の有効活用について

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		河川利用等との調和に配慮するなど、良好な河川空間の形成を図る。さらに、水害リスクの高い農地への河道掘削土砂の利用（農地嵩上げ等）や排水路整備等、水害に強い農地づくりについて、関係機関が連携した取組を推進するとともに、地域産業につながる河道の整備と維持管理を行うことにより、生産空間の持続的な確保を図る。	追記
56		そのため、洪水時の本川のみならず支川も含めた水位の縦断変化等について継続的な調査・観測を実施し、結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施するとともに、洪水時の迅速な河川情報の収集と提供に努める。	・ 本支川での調査観測と適切な維持管理について追記
57		洪水調節機能強化に当たっては、農地など周辺の土地利用の状況や影響、自然環境の多様な機能、遊水地・河川・湖沼の連続性を踏まえながら関係者と調整の上、営農等との両立も踏まえた検討を行うとともに、ネイチャーポジティブを踏まえた環境の保全・創出を図る。また、流域や沿川の土地利用状況等も踏まえ、貯留・遊水機能が期待できる土地について、関係機関等と連携して維持・保全に努める。降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等の必要なデータ連携を図るとともに、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下に、関係機関が連携した効果的な事前放流等や施設改良等による洪水調節機能強化に努める。 なお、既存ダム等の最大限活用の検討に当たっては、施設管理上の負担軽減にも留意するものとする。これらの取組を進めるに当たっては、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進を図る。	
58	併せて、必要に応じ内水対策等を実施するとともに、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて対策を実施する。 さらに、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、	想定最大規模も含む基本高水のピーク流量を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることが最優先とし、流域全体で一丸となって、国の機関・北海道・流域（氾濫域を含む）3市8町1村・流域内の企業や住民などあらゆる	・ 41 から移動 ・ 水害に強い地域づくりの観点を追記 ・ 一部を 62 へ移

	天塩川水系河川整備基本方針（平成15年2月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	重要水防箇所等を重点的かつ円滑に水防が行えるよう関係機関等と連携を図る。また、ハザードマップの作成支援、住民も含めた防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、洪水予報・水防警報の充実、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。	関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に当たっては、中高頻度など複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定など多段的なハザード情報を活用していく。	動
59		段階的な河川整備の検討に際しては、様々な洪水が発生すること想定し、基本高水に加えアンサンブル予測降雨データ等も活用しながら可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等においては、氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。 その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ、関係機関との連絡調整を図る。	・気候変動により発生が予測される降雨パターンへの対応を追記 ・河川管理者が実施する被害軽減対策の充実について追記
60		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化、既存ダム of 事前放流の実施状況等の把握、及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	・関係機関や地域住民、民間企業等と連携した推進について追記
61		被害対象を減少させるために、多段的なハザード情報を流域の関係者に提供するとともに、流域市町村長や北海道の都市計画・建築部局がハザードの要因や特徴等を理解し、地域の持続性を踏まえ、立地適正化計画の枠組等の活用により、人口減少下においてコンパクトなまちづくりの推進に加え、水害リスクを考慮した土地利用規制や立地を誘導するなど、水害に強い地域づくりの検討がなされる	・治水対策に関する考え方を追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		よう技術的支援を行う。	
62	さらに、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、重要水防箇所等を重点的かつ円滑に水防が行えるよう関係機関等と連携を図る。また、ハザードマップの作成支援、住民も含めた防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、洪水予報・水防警報の充実、水防活動との連携、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。	被害の軽減、早期復旧・復興のために、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップや災害対応タイムラインの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援、デジタル化などによる情報発信の強化等により、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図るとともに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報や長時間水位予測の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。 災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助等の精神のもと、市町村長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施を促進し、地域防災力の強化を推進する。また、デジタル技術の導入と活用で、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう、多言語対応している北海道防災情報システム等、地域住民に加えて、外国人観光客等を含む来訪者の理解の促進にも配慮した啓発活動の推進、地域住民も参加した防災訓練等による避難の実効性の確保を、関係機関や地域住民等と連携して推進する。	・ 58 から一部移動 ・ 流域治水の取組支援方針（被害軽減・早期復旧のためのソフト対策、防災情報等）追記 ・ 関係機関や地域住民等と連携する内容を追記
63		加えて、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の技術向上にも努める。 また、洪水・地震・津波防災のため、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達・復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。	・ 治水対策に関する技術向上の考え方を追記
64		また、内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化及び河道や沿川の状況等を踏まえ、河川の整備や必要に応	・ 内水被害軽減対策の取組を

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		じた排水ポンプの整備の実施に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導等、自治体を実施する内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。また、沿川自治体や下水道管理者等の関係機関と連携を図りながら対策を進めていく。	追記
65		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。	・土砂・洪水氾濫の観点の追記
66		対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 河口砂州等については、砂州形状や洪水時の水面形等を継続監視し、気候変動による海面水位の上昇への影響把握に努め、洪水の疎通に対する支障とならないよう適切に維持・管理する。	・土砂・洪水氾濫の観点の追記 ・気候変動に伴う海面水位上昇の把握について追記
67		なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて対策を検討・実施する。	・土砂・洪水氾濫対策の取組を追記
68		河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、流域の関係者が津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとする。	・津波対策を追記
69		また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低い	・津波対策を追

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		ものの大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。	記
70		堤防・樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態に保持するとともに、河川管理施設の無動力化・遠隔操作化や河川空間監視カメラによる監視の実施等により、施設管理の高度化、効率化を図る。	・維持管理の連携強化を追記
71		河道内の樹木については、樹木による河積阻害が洪水位に及ぼす影響を十分把握し、河川環境の保全・創出を図りつつ、洪水の安全な流下を図るため、樹木の繁茂状況等をモニタリングしながら、計画的な伐採等適切な管理を行う。 また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、河川の管理を担う北海道とも連携して取り組む。	・51 から移動 ・河道内の維持管理について追記
72		イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
73	河川水の利用に関しては、流域内の各地域における農業用水及び都市用水の新たな需要に対処するため、水資源の開発、広域的かつ合理的な利用を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するよう努める。また、渇水の発生時の被害軽減のため、情報提供、情報伝達体制の整備など関係機関や水利使用者等との連携を図る。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の維持に努める。 また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。加えて、気候変動の影響による降雨量や降雪・融雪量、流況の変化等の把握に努め、関係者と共有を図る。	・44 から移動 ・表現の適正化 ・等は社会的情勢の変化を踏まえた工業用水を想定 ・「流況の変化等」は水質の維持を想定
74		ウ 河川環境の整備と保全	
75	河川環境の整備と保全に関しては、天塩川を特徴づけるテシの保全、天塩川らしい景観を構成する河畔林の連続性の確保、サ	河川環境の整備と保全・創出に関しては、これまでの地域の人々と天塩川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、天塩川の流れが生	・45 から移動 ・表現の適正化

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	ケ・マスを始めとする魚類等の生息環境の保全、中下流部に点在する旧川の水質改善に努め、生物・水環境等の定期的な調査により、その実態を的確に把握し、治水面・利水面との調和を図る。	み出す良好な河川景観を保全・創出し、生物の多様性が向上することを目指して良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、豊かな自然環境を次世代に継承する。	
76	特に、優れた自然環境を有し、地域の重要な観光資源であるサロベツ原野については、動植物の生息生育環境と地下水、河川、湖沼等の水環境の保全を図る そのため、動植物の生息生育環境と密接な関わりを持つ水循環を調査し、その解明に努める。また、保全にあたっては、地域の産業に配慮しつつ、地域住民、関係機関等と連携を図る。	このため、天塩川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点からも、河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等においては多自然川づくりを推進し、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。 河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の保全・創出を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。実施に当たっては、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。 河川環境の保全・創出の実施に当たっては、当該河川環境の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む連続する瀬と淵、ワンド、河岸、草地、河畔林等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	・ 46 から移動 ・ 環境目標の設定やその考えについて追加 ・ 実施の基本について追加
77		天塩川流域においては、イトウ、サケ、サクラマスや国の天然記念物に指定されているオジロワシ等の特徴的な生態系を次世代に継承するため、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連結性を維持・確保するとともに、河道掘削や貯留機能の確保等に際して、サケやサクラマス等が生息・生育・繁殖する連続した瀬淵や国の天然記念物に指定されて	・ 生態系ネットワークの追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		いるオジロワシが飛来する河畔林等を生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラとして保全・創出する。なお、生態系ネットワークの形成に当たっては、関係機関との連携により、河川周辺の水田・森林・ため池など流域全体における自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する取組を推進する。	
78		さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成など、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	・ グリーンインフラの追記
79		天塩川源流部から上流部では、エゾウグイ等が確認されているほか、サクラマスの上流が確認されていることから、それらの多様な魚類の生息・生育・繁殖環境となっている連続する瀬・淵や礫河原により形成される砂州尻ワンド、浅瀬の砂礫河床などを保全・創出する。 また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、キセキレイ等が確認されている一方、礫河原を好むコチドリ等の種は近年の調査では確認されていないことから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。	・ 各区域における環境配慮の目標を追記
80		天塩川中流部では、緩流域を好むヤチウグイ等や、サケやサクラマスの上流が確認されているほか、アオサギやカワセミ等が採餌場として利用している一方、瀬・淵を利用するイトウ等の種は近年の調査では確認されていないことから、それらの多様な魚類や鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている連続する瀬・淵や礫河原により形成される砂州尻ワンド、浅瀬の砂礫河床などを保全・創出する。 特に日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウは、全道的にみても生息個体数が少なく、生息する河川も限られており、河川の下流部から上流部、支川まで多様な環境を利用する種であることから、	・ 各区域における環境配慮の目標を追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		遡上・産卵環境を向上させるため、移動の連続性を確保する。 また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、イソシギ等が確認されている一方、礫河原を好むコチドリ等の種は近年の調査では確認されていないことから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。	
81		天塩川下流部では、日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウやウキゴリ等が確認されている一方、緩流域を好むヤチウグイやトミヨなどは近年の調査では確認されていないことから、それらの多様な魚類や鳥類の生息・生育・繁殖環境となる淵、ワンド・たまり、浅瀬の砂礫河床などを保全・創出する。 また、草原性鳥類の絶滅危惧種のチュウヒ等が採餌場・営巣地として利用しているほか、国の天然記念物であるオジロワシやオオワシ等が休息場として利用し、礫河原にはコチドリが確認されている一方、礫河原を好むイソシギ等の種は近年の調査では確認されていないことから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となるヨシ原等の草地や河畔林、礫河原などを保全・創出する。	・各区域における環境配慮の目標を追記
82		天塩川河口部は、塩水と淡水が混じり合う汽水域であり、地域産業に重要なヤマトシジミ等が確認されているほか、サケやウキゴリ等が確認されていることから、それらの多様な魚類等の生息・生育・繁殖環境となっている淵環境や汽水環境などを保全・創出する。 また、草原性鳥類の絶滅危惧種のチュウヒ等が採餌場・営巣地として利用しているほか、国の天然記念物であるオジロワシやオオワシ等が休息場として利用していることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となるヨシ原等の草地や河畔林などを保全・創出する。	・各区域における環境配慮の目標を追記
83		天塩川支川の間寒別川では、日本最大の淡水魚である絶滅危惧種のイトウやサクラマスの上流が確認されていることから、それらの	・支川の文章を追記

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		多様な魚類の生息・生育・繁殖環境となっている連続する瀬・淵、浅瀬の砂礫河床などを保全・創出する。 また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、キセキレイ等が確認されている一方、礫河原を好むコチドリ等は近年の調査では確認されていないことから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。	
84		天塩川支川の名寄川では、サクラマスの遡上・産卵やハナカジカが確認されているほか、旧流路部などの緩流域にはスナヤツメ等が確認されていることから、それらの多様な魚類の生息・生育・繁殖環境となっている連続する瀬・淵、礫河原により形成される砂州尻ワンド、浅瀬の砂礫河床などを保全・創出する。 また、国の天然記念物に指定されているオジロワシのほか、コチドリ等が確認されていることから、それらの多様な鳥類の生息・生育・繁殖環境となっている河畔林や礫河原などを保全・創出する。	・ 支川の文章を追加
85		さらに、河川内の改変に伴う裸地化の防止に努めるとともに、外来種、特に特定外来生物の生息・生育・繁殖が確認された場合には、在来種への影響を低減できるよう、地域住民や関係機関等と迅速に情報共有するなど連携しながら、外来種の分散・拡大の防止など適切な対応を行う。	・ 特定外来生物への対応を追記
86	天塩川が持つ歴史、文化を踏まえ、関係自治体等と調整して、天塩川の良い河川環境を生かし、人々が川と触れ合い親しむ水辺空間を整備する。また、カヌー等の河川利用による、天塩川を軸とした縦断的な地域連携の支援を図る。	良好な景観の保全・創出については、天塩川に特徴的なテッシが見られる中上流部や下流部に点在する河跡湖、河口部に広がる雄大なサロベツ湿原と天塩川流域の周辺景観が調和した河川景観の保全・活用を図るとともに、沿川の土地利用状況等との調和を図りつつ、自治体の景観計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの空間としての水辺景観の保全・創出を図る。	・ 47 から移動 ・ 表現の適正化 ・ 沿川自治体等との連携の視点を追記
87		人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しつつ、地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた天塩川の恵みを活かし、川や自然とのふ	・ 沿川自治体等との連携の視点を追記

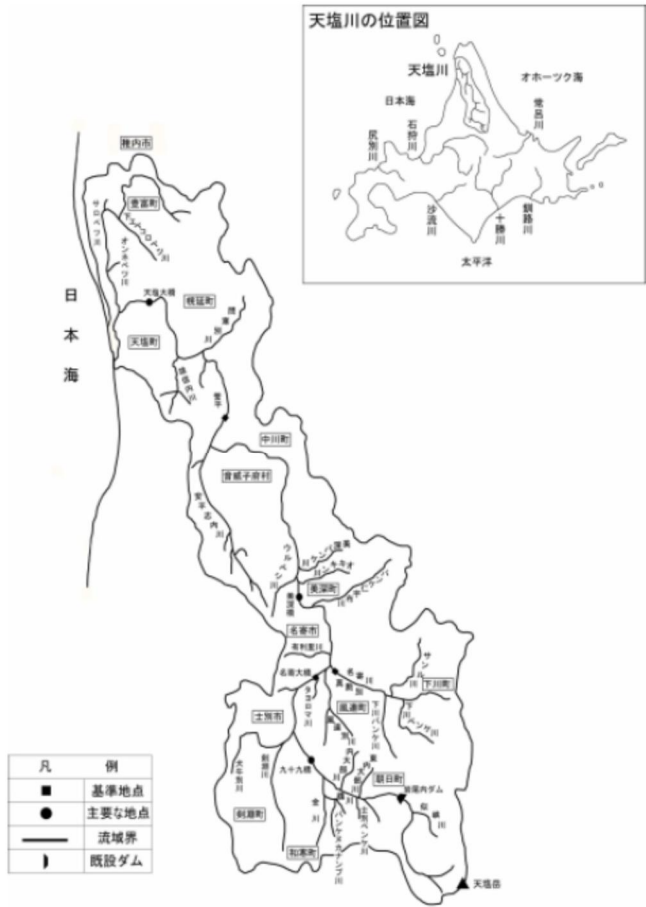
	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		れあい、河川及び湖におけるレクリエーション利用、河川環境教育の場の整備・保全を図る。 また、沿川の自治体が立案する都市計画等の地域計画と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映するほか、河川空間とまち空間が融合した良好な空間を形成するなど、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	・表現の適正化
88		水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保全を図る。	・水質保全について追記
89		河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、現状の河川敷利用も踏まえつつ、動植物の生息・生育・繁殖環境や景観の保全・創出について十分に配慮するとともに、貴重なオープンスペースである河川敷の多様な利用が適切に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る。	・河川敷地の占用と許可工作物について追記
90		また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有化を図る。	・環境に関するモニタリング等について追記
91	さらに、河川に関する情報を流域住民等に幅広く提供、共有することにより、河川愛護意識の醸成、環境教育の支援や川を軸とした地域づくりの活動との連携、支援を推進する。	さらに、川と流域が織り成す風土、文化、歴史を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理を推進する。 そのため、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供・共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動、防災教育、河川の利用に関する河川環境教育等の支援の充実を図る。	・51 から移動 ・地域連携、住民参画について追記
92	2. 河川の整備の基本となるべき事項 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関す	2. 河川の整備の基本となるべき事項 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関す	

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	る事項	る事項	
93	天塩川の基本高水は、昭和 48 年 8 月、昭和 50 年 8 月、昭和 56 年 8 月等の既往洪水について検討した結果、基準地点^{なよろおおし}名寄大橋においてそのピーク流量を 3,300m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 500m³/s を調節することとして、河道への配分流量を 2,800m³/s とする。基準地点^{なよろおおし}名寄平においてはそのピーク流量を 6,400m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 700m³/s を調節することとし、河道への配分流量を 5,700m³/s とする。 名寄川の基本高水は、昭和 48 年 8 月、昭和 50 年 8 月、昭和 56 年 8 月等の既往洪水について検討した結果、基準地点^{まぐんべつ}真蕨別においてそのピーク流量を 1,800m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 400m³/s を調節することとし、河道への配分流量を 1,400m³/s とする。	天塩川の基本高水は、昭和 48 年（1973 年）8 月、昭和 50 年（1975 年）8 月、昭和 56 年（1981 年）8 月、平成 12 年（2000 年）9 月、平成 26 年（2014 年）8 月、平成 28 年（2016 年）8 月等の既往洪水について検討し、気候変動により予想される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点^{なよろおおし}名寄大橋においてそのピーク流量を 4,400m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 1,000m³/s を調節することとして、河道への配分流量を 3,400m³/s とする。基準地点^{なよろおおし}名寄平においてはそのピーク流量を 7,000m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 1,300m³/s を調節することとし、河道への配分流量を 5,700m³/s とする。 名寄川の基本高水は、昭和 48 年（1973 年）8 月、昭和 50 年（1975 年）8 月、昭和 56 年（1981 年）8 月、平成 6 年（1994 年）8 月、平成 26 年（2014 年）8 月、平成 28 年（2016 年）8 月等の既往洪水について検討し、気候変動により予想される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点^{まぐんべつ}真蕨別においてそのピーク流量を 1,900m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設等により 400m³/s を調節することとし、河道への配分流量を 1,500m³/s とする。	・西暦追記 ・対象洪水の追加 ・気候変動の考慮を追記 ・基本高水のピーク流量等を変更
94		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積、流域の土地利用や保水・貯留・浸透機能、沿川の遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性の変化、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・見直しに係る考え方を拡充

天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）		天塩川水系河川整備基本方針（変更案）					変更理由				
95	基本高水のピーク流量等一覧表					基本高水のピーク流量等一覧表					・ 基本高水のピーク流量等の変更
	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設 による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m²/s)	洪水調節施設等 による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	
	天塩川	名寄大橋	3,300	500	2,800	天塩川	名寄大橋	4,400	1,000	3,400	
		誉平	6,400	700	5,700		誉平	7,000	1,300	5,700	
	名寄川	真勲別	1,800	400	1,400	名寄川	真勲別	1,900	400	1,500	
96	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項					
97	天塩川の計画高水流量は、剣淵川の合流前において 1,100 m³/s とし、 ^{ふうれんべつ} 風連別川等からの流入量を合わせ、名寄大橋において 2,800m³/s とする。名寄大橋から下流においては、名寄川等からの流入量を合わせ、 ^{びふかばし} 美深橋において 5,000m³/s とし、 ^{あべしな} 安平志内川等からの流入量を合わせ、誉平において 5,700m³/s とする。さらに、その下流では、問寒別川等からの流入量を合わせ、天塩大橋において 5,800m³/s とし、河口まで同流量とする。					天塩川の計画高水流量は、 本支川の貯留・遊水機能を踏まえたうえで 、剣淵川の合流前において 1,300 m³/s とし、 ^{ふうれんべつ} 風連別川等からの流入量を合わせ、 基準地点 名寄大橋において 3,400 m³/s とする。 基準地点 名寄大橋から下流においては、名寄川等からの流入量を合わせ、 ^{びふかばし} 美深橋 地点 において 5,400 m³/s とし、 ^{あべしな} 安平志内川等からの流入量を合わせ、 基準地点 誉平において 5,700 m³/s とする。さらに、その下流では、問寒別川等からの流入量を合わせ、天塩大橋 地点 において 6,200 m³/s とし、河口まで同流量とする。					・ 基準地点の計画高水流量の変更
	名寄川の計画高水流量は、真勲別において 1,400m³/s とする。					名寄川の計画高水流量は、 本支川の貯留・遊水機能を踏まえたうえで 、 基準地点 真勲別において 1,500 m³/s とする。					

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																																																										
	日 本 海 天塩大橋 問寒別川 700 誉平 美深橋 1,400 名寄川 真勲別 風連別川 九十九橋 1,100 雄信内川 安平志内川 名寄大橋 1,200 剣淵川 ■：基準地点 ●：主要な地点 単位：m³/s 天塩川計画高水流量図	天塩大橋 問寒別川 700 誉平 美深橋 1,500 名寄川 真勲別 風連別川 九十九橋 1,300 雄信内川 安平志内川 名寄大橋 1,600 剣淵川 ■：基準地点 ●：主要な地点 単位：m³/s 天塩川計画高水流量図																																																																											
98	（３）主要な地点における計画高水位及び計画横断面に係る川幅に関する事項	（３）主要な地点における計画高水位及び計画横断面に係る川幅に関する事項																																																																											
99	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断面に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>河口からの距離 (km)</th><th>計画高水位 (T.P.m)</th><th>川 幅 (m)</th></tr><tr><td rowspan="5">天塩川</td><td>九十九橋</td><td>河口から</td><td>177.1</td><td>135.42</td><td>200</td></tr><tr><td>名寄大橋</td><td>〃</td><td>151.2</td><td>95.62</td><td>320</td></tr><tr><td>美深橋</td><td>〃</td><td>128.1</td><td>74.66</td><td>350</td></tr><tr><td>誉 平</td><td>〃</td><td>58.9</td><td>19.27</td><td>350</td></tr><tr><td>天塩大橋</td><td>〃</td><td>18.6</td><td>6.93</td><td>500</td></tr><tr><td>名寄川</td><td>真勲別</td><td>天塩川合流点から</td><td>8.4</td><td>106.32</td><td>200</td></tr></table> 注) T. P. 東京湾中等潮位	河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川 幅 (m)	天塩川	九十九橋	河口から	177.1	135.42	200	名寄大橋	〃	151.2	95.62	320	美深橋	〃	128.1	74.66	350	誉 平	〃	58.9	19.27	350	天塩大橋	〃	18.6	6.93	500	名寄川	真勲別	天塩川合流点から	8.4	106.32	200	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断面に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。 主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>地点名</th><th>※河口又は合流点からの距離 (km)</th><th>計画高水位 T. P. (m)</th><th>川幅 (m)</th></tr><tr><td rowspan="5">天塩川</td><td>九十九橋</td><td>河口から</td><td>177.1</td><td>135.42</td><td>200</td></tr><tr><td>名寄大橋</td><td>〃</td><td>151.2</td><td>95.62</td><td>320</td></tr><tr><td>美深橋</td><td>〃</td><td>128.1</td><td>74.66</td><td>350</td></tr><tr><td>誉平</td><td>〃</td><td>58.9</td><td>19.27</td><td>350</td></tr><tr><td>天塩大橋</td><td>〃</td><td>18.6</td><td>6.93</td><td>500</td></tr><tr><td>名寄川</td><td>真勲別</td><td>天塩川合流点から</td><td>8.4</td><td>106.32</td><td>200</td></tr></table> 注) T. P. 東京湾中等潮位 ※起点からの距離	河川名	地点名	※河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	天塩川	九十九橋	河口から	177.1	135.42	200	名寄大橋	〃	151.2	95.62	320	美深橋	〃	128.1	74.66	350	誉平	〃	58.9	19.27	350	天塩大橋	〃	18.6	6.93	500	名寄川	真勲別	天塩川合流点から	8.4	106.32	200	・ 起点からの距離を追加
河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川 幅 (m)																																																																									
天塩川	九十九橋	河口から	177.1	135.42	200																																																																								
	名寄大橋	〃	151.2	95.62	320																																																																								
	美深橋	〃	128.1	74.66	350																																																																								
	誉 平	〃	58.9	19.27	350																																																																								
	天塩大橋	〃	18.6	6.93	500																																																																								
名寄川	真勲別	天塩川合流点から	8.4	106.32	200																																																																								
河川名	地点名	※河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)																																																																									
天塩川	九十九橋	河口から	177.1	135.42	200																																																																								
	名寄大橋	〃	151.2	95.62	320																																																																								
	美深橋	〃	128.1	74.66	350																																																																								
	誉平	〃	58.9	19.27	350																																																																								
	天塩大橋	〃	18.6	6.93	500																																																																								
名寄川	真勲別	天塩川合流点から	8.4	106.32	200																																																																								

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																				
100		計画高潮位については、海岸管理者と連携して気候変動による平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に予測・評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。	・気候変動による潮位の影響について追記																				
101	（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	（４）主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項																					
102	美深橋地点から下流の既得水利としては 農業用水約 0.1 m³/s の許可水利がある。	各基準地点から下流の各区間における既得水利は次表のとおりである。 基準地点下流の既得水利一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>区 間 名</th><th>かんがい用水 (m³/s)</th><th>水道用水 (m³/s)</th><th>工業用水 (m³/s)</th><th>その他 (m³/s)</th><th>計 (m³/s)</th></tr><tr><td rowspan="2">天塩川</td><td>美深橋地点下流</td><td>0.09</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>0.09</td></tr><tr><td>九十九橋地点～名寄川合流点</td><td>5.81</td><td>0.02</td><td>0.35</td><td>0.01</td><td>6.19</td></tr></table>	河川名	区 間 名	かんがい用水 (m³/s)	水道用水 (m³/s)	工業用水 (m³/s)	その他 (m³/s)	計 (m³/s)	天塩川	美深橋地点下流	0.09	—	—	—	0.09	九十九橋地点～名寄川合流点	5.81	0.02	0.35	0.01	6.19	・表現の適正化 ・時点更新（水利利用） ・複数地点（区間）記載
河川名	区 間 名	かんがい用水 (m³/s)	水道用水 (m³/s)	工業用水 (m³/s)	その他 (m³/s)	計 (m³/s)																	
天塩川	美深橋地点下流	0.09	—	—	—	0.09																	
	九十九橋地点～名寄川合流点	5.81	0.02	0.35	0.01	6.19																	
103	これに対し、美深橋地点における過去 33 年間（昭和 43～平成 12 年）の平均渇水流量は 30.7m³/s、平均低水流量 52.6m³/s である。	これに対して、各基準地点における過去 56 年間（昭和 43 年（1968 年）～令和 5 年（2023 年））の流況は、美深橋地点の平均渇水流量は約 31.5m³/s、平均低水流量は約 53.0m³/s、九十九橋地点の平均渇水流量は約 2.5m³/s、平均低水流量は約 7.5m³/s である。	・時点更新（統計期間、流況） ・西暦追記 ・複数地点記載																				
104	美深橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、景観等を考慮し、概ね 20m³/s とする。	流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、美深橋地点においてはかんがい期、非かんがい期ともに概ね 20m³/s、九十九橋地点においてはかんがい期に概ね 6.3m³/s、非かんがい期に概ね 3.2m³/s とする。	・複数地点記載																				
105	なお、美深橋地点下流の水利使用の変更に伴い当該流量は増減	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、水利流量																					

	天塩川水系河川整備基本方針（平成 15 年 2 月策定）	天塩川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	するものである。	が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。	
106	 天塩川水系図（参考）	 (参考図) 天塩川水系図	・町名を変更 （風連町⇒名寄市、朝日町⇒士別市） ・サンルダムを追加 ・位置図を修正